

平成31年4月26日
大臣官房官庁営繕部

大臣官房官庁営繕部有資格業者に対する指名停止措置について

大臣官房官庁営繕部は、本日、株式会社 九電工（法人番号 6290001001120）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

【問合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 櫻井 義則

契約第二係長 井上 泰行

TEL 03-5253-8111（内線23154・23155）

TEL 03-5253-8231（夜間直通）

FAX 03-5253-1541

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
株式会社 九電工	6290001001120	福岡県福岡市南区那の川 1 - 2 3 - 3 5

2 指名停止措置期間

平成 3 1 年 4 月 2 6 日～平成 3 1 年 6 月 2 5 日（2 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事、業務及び物品役務等

4 事実概要

上記事業者の行橋営業所長は、福岡県築上町が発注した「し尿処理施設建設工事」において入札参加条件の変更及び参加者等の情報提供をするよう働きかけたとして、平成 31 年 3 月 9 日福岡県警に公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。更に 3 月 30 日、便宜供与の見返りとして同町町議に現金を渡した贈賄の容疑で再逮捕された。また 4 月 3 日には同工事の入札で他の入札参加者に同社入札額を上回る金額で入札させ、その見返りとして利益供与を行ったとして、別の社員 3 名も談合の容疑で逮捕された。

5 指名停止措置理由

上記 4 は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 8 号口に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第 2 第 8 号

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (第 1 2 号に掲げる場合を除く)。 イ 指定区域内の他の公共機関の職員 ロ 指定区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2 ヶ月以上 1 2 ヶ月以内 1 ヶ月以上 1 2 ヶ月以内